

文化審議会 第2期文化経済部会（第1回）

令和4年7月15日

※第2期文化経済部会委員を事務局より紹介。

※部会長の選任及び部会長代理の指名が行われ、部会長に吉見委員、部会長代理に岡室委員が選ばれた。

【吉見座長】 第2期の文化経済部会の最初の会を進めさせていただきます。本部会は私、吉見が座長を務めさせていただき、座長代理を岡室委員にお願いいたしました。

開会に当たり、座長として一言申し上げさせていただきたいと存じます。御承知のように前期、第1期では、委員の皆様の大変熱心な御協力によりとてもいい刺激的な議論と、それから自信を持って世に問うことができるハイレベルの報告書をまとめることができました。誠にありがとうございました。

第2期では、その先で何をするかですけれども、基本的な原理、つまり文化と経済の好循環は、その根幹たる文化の土壌を豊かにする第1の循環、そして教育や福祉、地域からグローバル市場までで価値を創造する第2の循環、これらをつないでいくことにある。つまりこれら、第1の循環と第2の循環という2つの循環をうまく相乗的に回していくことがキーだという、ここは前期に十分もう議論したのではないかと考えております。

これから先に私たちがすべきことは、第1期にその具体的な方策として7つの渦を示しました。しかし、それらをどうエコシステムづくりの具体策にし、また予算化していくか、そこまではまだ議論が詰めきれていないと思います。その辺りの政策的、予算的具体化が、この第2期の一番の柱になるのだろうと認識しております。

例えば、前回の議論では7つの渦になったのですが、本当に7つなのかはまだ議論の余地がある。ひょっとすると、もう少し詰めていくと、私の感じでは10プラスアルファぐらいになるのかと思いますけれども、このへんの議論の精緻化が必要だと思います。

また、その10プラスアルファぐらいになった、それぞれの渦に対して、どういう施策が必要なのかの検討も、もっと必要と感じております。例えば、私たちが前回議論した一番の中心である第1の循環、この土壌づくりの柱は人と場ですね。人を、とりわけフリーランスの立場にあるようなアーティストたち、どう支えていくのか、あるいは場、文化的な遺産とか施設、それをどう活用する仕組みをつくっていくのか。その具体化というところ

で人と場の問題はまだまだ詰めるべきところがあります。

他方、もう一方の極のグローバル戦略、グローバルにどう日本の文化を発信し、経済的なものも含めて価値を生んでいくのかも、十分議論をしきっていないと思います。資本やマネーの問題、世界の中でのポジションをどう確立していくかという問題です。

それから3番目には、もう一つの大きな柱としてデジタルの問題があります。私たちのデジタル文化戦略についてもまだまだ議論の余地がありますので、そうした議論をぜひこの第2期に忌憚のない形で委員の皆様としていければと思っている次第です。

ということで、またいろいろなことをお願いするかもしれませんが、ぜひお力添えをいただければ幸いです。

以上が冒頭の挨拶でございますけれども、式次第、式次第じゃないですね、結婚式じゃないですから。議事次第でございました。議事次第に従いますと、これから事務局で幾つか御説明いただきたいことがございます。まず、令和4年3月の文化経済部会報告を受けた取組について、10分ほどで事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いします。

【板倉課長】 ありがとうございます。文化経済・国際課長の板倉でございます。説明をさせていただければと思います。

まず資料3でございますが、令和4年3月文化経済部会報告の文化と経済の好循環を実現する文化芸術の創造的循環を受けた取組について、御説明させていただきます。まず、1ページ目でございます。文化と経済の好循環を実現する文化芸術の創造的循環の概要でございますが、こちらを見ていただきますと、まず文化と経済の好循環として2つの創造的循環によって資金が確保されるとともに、文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す文化と経済の好循環を実現するものでございます。

左側にありますように、文化技術の循環システムの構築をするということでございまして、そのためにまず第1の創造的循環として文化芸術、樹木を生み出す土壌を豊かにする循環でございます。第2の創造的循環として文化芸術活動、樹木を保育し価値を高めていく循環でございます。第1の創造的循環に関しましては、創造的人材の持続的な育成、土壌としての地域、場所、ファンドレイジングと税制措置、文化芸術DXの推進、文化芸術活動と担い手に関する公的統計、データ整備とアーカイブとなっております。第2の創造的循環については、マーケティング、ブランディング、プロモーション、グローバル市場へ積極的な関与となっております。

そして先ほどから出ております創造的循環達成のための7つの渦として、右側にあります

具体的なアクションプランでございまして、その中で文化芸術循環システムを構築するための基盤的な施策として、文化芸術全般を振興するカウンスル機能、伴走型支援機能の確立強化の検討、また、文化芸術/ソフトパワー・プロモーションに向けた関係機関の連携強化というのが挙げられておりまして、そのほか1から7まで右側に具体的な取組が書いてあるところでございます。それについては、後ほど各論で触れたいと思っております。

次のページを開いていただければと思います。創造的循環全般に係る課題認識でございます。第1の循環でございますが、文化芸術活動の自立的、持続的な発展のための基盤づくりをどのような取組により実効的に推進していくことができるか、その際、様々な文化芸術領域において実現する必要があるのではないかとということで、例示として自律的な運営促進、寄附促進、カウンスル機能、データ整備等、また第2の循環として世界の受け手、今の時代の受け手に響く形を目指し、官民連携でグローバルに価値を作っていく体制や取組が必要ではないかとということで、例として富裕層向けマーケット獲得に向けた体制づくりを挙げております。

次のページをお願いいたします。文化芸術循環システムの構築、基盤的施策の部分でございますが、我が国の文化全般を振興するカウンスル機能、伴走型支援機能の確立強化ということで、望ましい機能の在り方や振興の最適な方法論の検討等を進める必要があると考えております。既存、新規を問わず文化芸術領域の課題を把握、解決し、文化芸術活動が自律的、持続的に発展していく環境づくりをより強力、効率的に行う余地があるのではないかとということで論点を載せさせていただいておりまして、こちらに関しましては、後ほど設置の検討をお願いするワーキンググループでの検討、また文化芸術のエコシステム形成について事業実施を来年度できないかということを検討しているところでございます。

また、丸2番でございますが、我が国政府における文化芸術/ソフトパワー・プロモーター機能の強化、関係機関の強化でございます。司令塔機能のもとでビジョンを共有し、オールジャパンで連携した取組を行う必要があるのではないかとということで、アート分野につきましては6月に国際アートフェア誘致等関係省庁連絡会議を開催したところでございまして、こうした取組を様々進めていく必要があると考えております。

次のページをよろしくをお願いいたします。創造的人材の持続的な育成でございます。こちらの1が文化芸術関係の技を学習する仕組みの検討、2番がアーティスト等の就労環境の向上、活躍の場づくりでございます。こちらに関しましては、後ほど少し説明いたしますがフリーランス等、就労立場の弱い環境で活動するアーティスト等の適正な契約関係や安定的

なキャリアパスの構築が必要ではないかということで、おととい、ちょうど文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議が開催されまして、今、座長預かりという形でございますが検討がまとまりつつあるということでございます。そして、プロデュース人材の育成といったことも考えられます。

次のページ、お願いいたします。土壌としての地域、場所でございます。丸1として、地域芸術祭等の取組についてエコシステムを検証し、形成、活性化に有効な要素を補う方策の検討でございます。地域の芸術祭につき、開催費支援だけでなくエコシステムという観点から運営に係る地域の人材雇用など様々に検証、改善することがあるのではないかとということで、文化芸術のエコシステム形成を同じく来年度の事業実施を検討しているところでございます。また、歴史的建造物等の芸術文化のために面的に活用し、地域に持続的に産業を育成する仕組みの整備、丸3として歴史的建造物、文化的中間支援組織等を活用して、活性化のエコシステムをつくる中間支援組織形成支援の検討と、また4番目として海外富裕層の誘致、滞在、体験の促進の取組、こういったことが考えられるところでございます。

(3) 番でございます。マーケティング、ブランディング、プロモーションでございますが、1として発信強化の観点からの取組、2として文化芸術カウンシル機能の強化によるグローバルなマーケティングの仕組みへの適応、3として民間ベースの有力なブランディング活動の促進、4番目として海外富裕層の誘致、滞在、体験の促進の取組、5番目として世界を引きつける場づくり、機会づくりでございます。これに関しましては、世界中から人々が集まるような国際的なフェアの誘致が必要ではないかということで今現在、国際的なアートフェアの誘致に向けた関係者間の調整を推進している状況でございます。また鑑賞者教育の強化の検討も進める必要があると考えてございます。

(4) 番、ファンドレイジングと税制措置でございます。こちらに関しては、文化技術への寄附促進パッケージ、2として寄附ファンドレイジングの観点から文化芸術施設と企業のマッチングを推進する実証的取組の推進でございます。こちらに関しましては、寄附の出し手である個人、法人には寄附のインセンティブが小さく、受け手である文化芸術組織も寄附の活用に向けた取組が十分ではないのではないかとということで、文化技術寄附の促進の実証というものを来年度の事業実施を検討しているところでございます。

また美術館等とコレクターの関係強化の検討ということで、多くの公立美術館は購入予算不足でコレクションの充実が困難になってきているわけでございますが、民間コレクターが収集したコレクションを美術館が継承する仕組みが必要ではないかということで、独

立行政法人国立美術館アート・コミュニケーションセンター（仮称）に寄贈受入れ窓口の設置を予定しているところでございます。また、4番目として動画分野における制作拠点としての競争力向上のためのインセンティブの検討でございます。

次のページでございます（5）文化芸術DXの推進でございますが、丸1としてデジタル化に伴う世界のコンテンツ消費構造の変化に対応した文化ビジネスのグローバル化展開推進、2として新たなテクノロジーの潮流、NFT、メタバースを含む仮想空間等を捉えた文化芸術振興に資する具体事例の創出や活用策の検討、こちらに関しましては、デジタル技術の新たな表現空間の開拓等、文化技術コンテンツの付加価値の創出の在り方を大きく変えており、デジタルとリアルの関係性構築等に関して実効性を持った形で実現する仕組みづくりが求められるところでございます。バーチャル日本博を今、本格実施をすることで進めておるところでございます。

また3番目として、ブロックチェーン技術を活用した美術品の来歴情報等の蓄積に向けた取組ということで、美術品の取引の透明性が相対的に低く、流通が活性化していないのではないかというお話から今、美術品のDX事業を始めることとしているところでございます。

続いて6番目でございます。文化芸術活動と担い手に関する公的統計、データ整備とアーカイブでございまして、丸1として文化技術関係の統計、データを政策目的に応じて段階的に充実、丸2として国内アーカイブの連携及び国立映画アーカイブの強化、また同じくナショナルコレクションの形成支援、推進、こういったことを対応するために独立行政法人の国立美術館の対象範囲を拡大ということを進めているところでございます。

また4番目として、美術品価格の信頼性を高める市場インフラとして、公的な鑑定評価制度の創出でございます。アート市場の活性化を進めていく上で、アートの価格が客観的に分かりにくく市場参加者が増えにくい、また信頼性の高い時価評価の仕組みを通じたナショナルアセットの把握が必要でございます。基盤・制度ワーキンググループに公的鑑定評価に関する作業部会を設置する予定でございます。

7番目でございます。グローバル市場への積極的な関与でございますが、丸1として、グローバルなトップレベルのアーティスト等育成プラットフォーム事業の確立、実施ということで、コンクール等の人材発掘機能やグローバルなキャリアパスの見える化、海外研修事業の有効性向上推進等、各機関と連携した取組が必要ではないかということで、トップアーティストの発掘、国際的活動支援事業を進めているところでございます。

また、文化関連のビジネスのグローバル展開推進事業、CBXプロジェクトの推進について

はスキームが十分ではない御指摘もありますので、文化ビジネス推進事業、あるいは活字文化等の海外発信の促進を進めることを今、検討しているところでございます。

次に丸3番でございますが、国立文化施設における国外文化施設とのパートナーシップ強化と国際的な認知度の向上でございます。また4番目として、世界展開を見据えた東アジアワイドでの芸術発信、売り込み強化方策の検討、こういったことが指摘されているところで今、できるところから手を打っている状況でございます。

続いて資料4-1で、創造的人材の育成の丸2番に関連しているところでございますけれども、文化芸術分野の適正な契約関係に向けたガイドラインの案について御紹介させていただければと思っております。資料4-1の概要に基づいて説明をさせていただければと思います。こちらに関しましては、こちらもかなりの回数、検討を重ねまして、検討案がまとまりつつある状況でございます。

今現状としましては、まず、はじめにでございますけれども、これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに芸術家等が不利な条件のもとで業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないため、報酬額や芸術活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じていると、そういう中で改善の方向性や、あるいは契約のひな形及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化技術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指して安心安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的として検討しております。

また、文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者や文化技術団体等から依頼を受けて行う文化技術に関する業務の契約関係を対象としたものでございます。

今、課題としましてはこちらに書いてありますように口頭による契約が多いですとか、契約が多様であり契約書作成に係る事務負担が大きい、あるいは契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難、一方的な内容であれば芸術家等が不利益を被ったりトラブルに発展することが課題として今、契約上で挙げられております。

そういった中で改善の方向性としては、大きく言えば契約内容明確化のための契約の書面化ということで、各分野や業界等の実情に応じた推進をしていく必要がございますし、また記録にしっかり残していくことが必要ということ、また取引の適正化の促進として芸術家等が協議、交渉しやすい環境を整備していくことが必要だと考えております。そういう中で取引の適正化の促進等の観点から、契約において明確にすべき事項としてそれぞれ業務

内容、報酬等、不可抗力による中止、延期、安全衛生、権利、内容変更それぞれについて具体的な記述をしてございます。

また、契約のひな形や解説も作成しておりまして、そういったものも参考にして進めていただければと思っております。現在のものは分野共通的な項目や取引の適正化の観点から基本的な項目に絞って提示しており、柔軟に工夫し改善され活用されることを期待しているということでございます。

そして5番目が、適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策でございますが、官民一体となって中長期的に継続的に取り組む必要があるということ。また、各行政機関においても適切に対応するといったこと、また関係の団体等にもルールづくりや環境整備に努めること、芸術家におかれては知識を深め、協議等の努力を行うことを期待するところで、報告書としてまとめる方向で今、進んでいるところでございます。かなり急ぎになってしまいましたが、私からの説明は以上とさせていただきます。

【吉見座長】 ありがとうございます。意見交換の時間は後ほど設けさせていただきたいと存じます。ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様から何か御質問ございすか。取りあえずよろしゅうございましょうか。よければ、後ほど御意見等をいただきたいと存じますが、少し先に進めさせていただきます。

それでは、先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、7つの渦のうち、主に2番の土壌としての地域、場所における歴史的建造物等を地域で持続的に産業として育成する仕組みづくりに関連して、後藤委員と金野委員から事例を提供していただけると伺っております。まずは後藤委員、お願いをしてよろしいでしょうか。

【後藤委員】 私は事前に皆さんにも配付されていると思うので、それを使ってお話をさせていただきます。先ほど自己紹介したように私、文化庁時代に文化財に関する建造物の税制改正をたくさんやっていて連戦連敗であったんですが、その経験を踏まえてということでお話しさせていただきます。

次、お願いします。建物に関する税制はこんな感じであるということで、税制優遇に関しては、実は文化財というのは規制がかかっているものですから、それによって不利益が生じるということでありまして、その不利益に対してどういう税制優遇をするかが専らになります。本来はそれにプラスアルファ政策減税といって、国がこういう政策を進めたいからそこに対して税制に関しても応援することがあるんですが、あまりそちらは文化財に関しては今のところ多くとられていないことです。対応はこういう、財務省とか国税庁とか総務省

とかが相手になるんですけれども、毎晩通いましたという感じですが、次お願いします。

建物に係る税制はこういう法人税、所得税、不動産取得税、登録免許税、相続税、贈与税、固定資産税なんかが主ですが、そのほかに文化財に関わるものとしては寄附金ですね。修理をするときの指定寄附金であるとか、それから譲渡したときの場合とか、公益法人に譲与した場合とか、あと企業とかが公益信託で文化財の支援のための制度をつくる、まだ今、残念ながら大成建設の一つだけですけれども、そういうことに対する税制優遇なんかもあります。ですから、実は結構いろいろなメニューが現状でもあるところがあります。星がついていところが現状、日本であるところですね。

次、お願いします。そんな中で歴史的な建物に関してはかなり課題があります。何かというと、まず土地、特に大都市部が中心ですが、固定資産税は高層のビルやマンションが開発できる形で課税されておりますから、低未利用の歴史的建造物はそのまま課税されると大変負担が大きいということで、優遇がなければ、おのずと非常に不利益なので、高層ビルマンション開発のために取り壊されていく運命にあるのがまず一般的です。

それから相続、これは都市部の場合が多いんですが、これ地方でも相続時に権利分割されてしまうと、一つの大きな屋敷なんかが複数名の所有になって、その後、結局処分が大変なんで売ったり壊したりしちゃおうかという話になりやすいんですね。これ、都市部になるとさらにその状況が大きいです。そういうときに対して、だから相続時、今、評価減があるんですが、評価減だけではなくて違う方策が欲しいというところです。

また、一方で公益法人に譲渡してお屋敷なんかを守るってやり方もあるんですが、日本ではこの公益法人に譲渡した場合、住まいとして使っていたものに住み続けることが駄目だと税制でなっております、そうするとなかなか、それも進まないような側面もあります。

それからあと、歴史的な建物も古いだけで相当な不利益がありまして、住宅ローン減税の対象にならないとか、保険の対象にならないとか、あとそういう中で省エネの補助なんかも全然受けられないとか、もう大変なかなか優遇措置がない状況です。そういった中で、個人や法人が持っているものが特に苦しい状況にありますので、そういったところが一般の人が所有しながらちゃんと保存、活用できるような税制ということで要望をしまりました。次、お願いします。

ところが残念ながら通ったのは、登録文化財の家屋の2分の1と重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の、これ家屋は非課税、土地は2分の1ということですが、2分の1以内ぐらい、あとはことごとく駄目で、特に我々、力を入れていたのは法人税とか所得税、改修

したときの法人税や所得税を住宅ローン減税並みにまけていただけないとか、それから相続税、先ほど言った非課税だったり、今、都市の農地に関してはそれを残すと納税猶予という制度があるので同じ仕組みがとれないとか、いろいろやっていったんですがなかなか駄目で、また、あと住んでいくんだったら全部譲渡すると駄目なんで、地上権だけ譲渡したらどうかとか、超裏わざも考えたんですが、こちらにも実例がないと駄目という、何か鶏と卵の関係なので拒否されたということでなかなか難しい状況です。次、お願いします。

そのときに税務当局から指摘されて、なるほどもっともだと感じているところは、実は文化財保護法を今、文化財で特に何というか、建造物と特に重要文化財となった場合、建造物と美術品が同じ条文で扱われています。美術品に関しては博物館に公有化したり、譲渡したり、博物館で公開すること、これがインセンティブになってそちらに税制優遇している。特にそれに併せて、これ史跡もそうですが文化財、苦しくなったら公有化する方向に道を開いているんですね。管理団体を指定したり、譲渡所得を非課税にしたりということで、税務当局から一体全体、文化庁さんは公有化が大事だと思っているのか、民間のまま残そうとしているのか、どっちが大事なのかはっきりしなさいと、両方は駄目ですよと言われてしまって。私の観点で言うと美術品は博物館の中でやれるほうで、建造物は個人でやれるような、だからそういう意味でいうと、もう建造物と美術品、同じ条文でやっていること自体がもう非常にナンセンスというか、厳しい状況だということです。

そういうことで、建造物に関してはそのまま使い続けることが保護に貢献するとか、どんどん民間の投資を呼び込むことが保護に役立つんだということが、しっかりと目的に書かれていることが大事で、実はドイツはすばらしい国で、国の文化財保護法はないですが州ごとに決めているんですが、その州法にちゃんと建造物は使い続けることが保存になるんだとはっきりと書いてあります。そう日本でもなることが大事だと思うんですが、現行制度の中で唯一、突破口を見つけるとすると、先般の保護法改正で保存活用計画というのができましたから、そこで建造物に関しては活用することがどんどん大事だとその計画の中にうたい込んで、そうしているものに関しては税制優遇をするとかいう方法はあるかと思っています。そういうところで特に所得税、法人税、相続税の納税あたりがあると、個人や法人の文化財に対する意欲というか、残すときの不利益は少しでも解消されるのではないかと考えているところです。

最後のスライドになります。諸外国はどうかというと、法人税、所得税の減税はフランス、ドイツ、アメリカでやられています。それから相続時の非課税もドイツではやられています

し、イギリスは御存じのとおり、ナショナルトラストに贈与しても住み続けることが可能です。それからアメリカではNPO法人に関する税制というのがたくさんありまして、こちらを充実していくのは実は美術品、建造物共通でいろいろなメリットがあるので、それはそれで別に考えたほうがいいかと思っているところです。

それから固定資産税に関しては、イギリス、アメリカいろいろなところであるんですが、面白いものは、これは最近いろいろな自治体に推奨しているんですが、住宅が空き家になって事業用資産で宿泊施設とか営業用の施設にすると、これは固定資産税の評価が一んと上がります。これを住宅並みに据え置く、そうすると自治体は減収にならずに投資のときの呼び込みになるので、これは自治体のどこも懐を痛めずに誰にでも歓迎される方法ではないかと思っているところで、これはかなりアメリカのいろいろな州で取られている方法です。

それから面白いのはイギリス、日本の消費税とは違うんですが、付加価値税と呼ばれているものですが、住宅関連の文化財に関しては付加価値税がゼロ円。だから、ほかの住宅よりも付加価値税分投資しても無駄にならずに、お金持ちは自分のために自分の住宅のために使えるわけですから、富裕層がどんどん文化財の住宅に投資してくれて、それゆえにというか、表裏の関係はいろいろですけれども古い建物は非常に評価が高い、こういう形が実はこういう税制からもつくられていることになります。

ということで、日本もこれから、特に建造物に関しては公有化はもういいから、個人や法人がどんどん投資できる、そしてそれを使いながら残していついただけるような仕組みにしていくことが大事かと思っている次第です。

以上です。

【吉見座長】 ありがとうございます。大変有益で具体的な御説明でした。後で、これを踏まえて議論しますが、まずは金野委員、続けて御説明をお願いいたします。

【金野委員】 にわかづくりの資料で申し訳ありません。後藤先生が最後のシートでおっしゃったように、ヨーロッパに行くと古い建物のほうが価値が高く、値段も高いんですけど、日本では我々の扱う物件は基本的に価値がゼロ。その価値観を変えていくことが非常に重要だと思っています。

まず冒頭に、私たちが何をしたいかということの御説明になるんですけど、こういう限界集落を再生していくことをやっています、13年前に12戸の集落のうち7戸が空き家、

5世帯19人が住んでいたという限界集落、自治会長に言わせると消滅集落が、今はよみがえりつつあります。ここにある3棟をリノベーションしてオーベルジュをつくりました。その結果、現在は7世帯になり、もうすぐ9世帯になるという計画になっています。耕作放棄地が当初2分の1あったものが既に解消しておりますし、里山再生なども始まっている限界集落再生モデルです。

これを、もう一つ大きなサイズのコミュニティである小学校区、時代を遡れば篠山の城下町というコミュニティ単位に適用しました（今日、議論になっている「土壌」としての地域というのは我々はこのように考えるわけです）。このエリアにおいて歴史的建築物群が空き家となり放置されているので、それを面的にデベロップしましょうということで、実績がこれです。赤い点が店舗系で黄色いのが宿泊施設。これが分散型ホテル、分散型開発というものです。現在、3社の文化的デベロッパーがいて、こういう事業を順次やっているということです。

その一覧表に移住者と従業者の数が書いてあります。直接効果だけで、これだけの移住と雇用の創出につながる開発になっているということです。地方創生になっている歴史的建築物を好んでやって来るような人たちはクリエイティブクラスですね。クリエイターの方が多いです。例えばレストランだと、必ずオーガニック系になって、地域のオーガニック農家とまさに生態系をつくります。我々が直接につくっているのはこういう古民家、文化財などですが、これは地域の文化を入れる器をつくっているわけです。この器の中に地域の食文化が表現されたり、クラフトが持ち込まれたり、アートが持ち込まれたりするということをやっていると御理解ください。

ということで、観光庁が事務局の内閣官房の事業として、ここ6年ぐらい展開されました。我々のこの篠山モデルを全国に広げようと政府に言っていただいて、一応200地域を達成したのが現在のステージであります。もちろん事業内容に濃淡いろいろあるんですけど、こうなっています。

これの第2ステージに向かうというのが観光庁で議論されている「観光まちづくり」の議論です。これまでの過程で建築基準法が改正されたり、旅館業法が全面改正をされたり、そうでなければ、今、私が申し上げたような事業が成立しないので、そういうことを実現しながらやってきました。それに付随して文化財保護法も改正していただいて、これも細かくやりませんが2つ重要なポイントがあると思います。今まではこの絵の上の小さい三角、文化財に指定されたものだけが文化財であって、我々が扱ったような町場の古民家などは、分か

りやすく言うと、ごみであるという価値観だったんですが、この保護法改正で未指定のものも含めて文化財で、それを面的に捉えて活用することに意義があると変わっております。

これだけパイが大きくなりますと、従前のように税金でそれを保護するだけでは回りませんので活用すべきであるということになります。その活用の幅がこの絵に書きましたように、ここですね。指定文化財の範囲にまで広がっているところが重要であります。よろしいでしょうか。

我々自身は指定文化財をどう取り扱うんだということを、いろいろ理論化したんです。グレードを1、2、3、4と4つに分けて、このような理論化をしているわけです。とにかくどう扱っていいかはよく分かっていません。重要文化財の保存についてはいろいろな長年の蓄積があってルール化ができていると思うんですが、それを活用するとなるとルールがないわけですよ。我々自身がルールをつくって、自主規制的に自分たちにルールを課しています。

グレード1、これまでどおりアンタッチャブルなカテゴリーもあるでしょう。我々が桂離宮を見ても、これをホテルにしたろうとか、レストランにしたろうとか、さすがに思いませんので、これを冷凍保存して鑑賞用にしましょうということです。まあ、時々お茶会ぐらいしたらいいかというぐらいですね。グレード2は、後で御説明する林家住宅が該当します。奈良の少年刑務所なんかもそうですけど、重文だけど活用しちゃおうというもので、このルールが実はないんです。今、混乱状態ですね。

グレード3とグレード4は、これまで我々がつくってきたわけですけども、活用するために一定の改変は容認しましょうというカテゴリー。でも未指定とはいえ文化財なんで、上に書いてありますように、ミニマムインターベンション（極力オリジナルは大切に）、リバーシブル、可逆性、区別性などの文化財保存の技法を使いましょうということでやってきております。

グレード4のように外観は保存するんですけど、中身はすかっと変えてしまうようなものもあっていいでしょうと。こういうことを我々が実績を重ねながら、これがより良い文化財建造物との向き合い方だねというものをつくっていく。まさに文化財活用の文化をつくっていく局面に現在あると思ってください。

これからどうするかということで、文化観光まちづくりとして一体的に推進しましょうと観光庁でしきりに主張しています。この一番上のバーが、我々がやってきた歴史的資源を活用した観光まちづくりですけど、200地域達成して今、第2ステージに向かおうとしています。

す。一方で、後で御説明する重要文化財の活用も始まっています。文化庁で日本遺産が200地域に達して今、入替え戦に突入しております。

【表審議官】 日本遺産、100。

【金野委員】 100ですね。100に達成、104でしたかね。J1、J2の入替え戦みたいになってきているんですね。そして、文化観光事業がこの間に始まりまして、今41地域で認定されていますということ、あと国立公園なんかもあるんですけど、地域から見た場合はそういうものが全部地域に落ちるわけですよ。行政の縦割りでそれぞれ施策を打たれているだけなんで、だから地域から据えて、これは一体的に事業推進をすべきでしょうということは観光庁にお話をされていて、文化庁でも今回お話をしていることになりますね。

これは林家住宅、文化財保護法が改正されて重文も活用していいことになったので、取り組んでいる第1号案件です。岡山のここ、東栗倉、山の中、こんなところですね。こういうお屋敷、これは改修前の風景です。見えにくいですけど、屋根から杉の木が生えたりして痛んでおります。要するに空き家になり、活用しないから保存できていない状況ですね。だから活用して保存しようということになって、私ども6人で一般社団法人創造遺産機構というものをつくりました。というのは、重文を触るためには特別の資格が要るので、その有資格者を擁する会社を新しくつくったということですね。その上でこの2～3年取り組んでおりまして、間もなく工事は終わります。この秋から一般公開が始まり、地域の活動拠点として使い、この建物をサステナブルにメンテナンスしていくために富裕層向けの宿泊営業を想定しています。

重文で国、県、市のお金が3億強入っているわけです。それを1民間事業者が収益だけ上げているのはどうかという自主規制なわけです。年間100日は一般公開します（保護法は年間90日以上公開するように努力義務を課している）100日は地域のために使います。100日は稼ぎます、ということにしています。

今、皆さんの前で堂々としゃべっていますが、うまくいくとは限りません。だから2～3年は悪戦苦闘をしながら、3年目ぐらいに良かったねということになるんじゃないかと思いつながら、今、努力をしているということです。

日本遺産もしかり、日本遺産なんかびったりですよ。文化観光も経済の循環をつくろうというのでびったりです。だから一緒にやったほうがいいですよということなんです。

最後に、古民家、文化財を新築することを我々は言っています。我々が今、一生懸命、先人の残した遺産を未来に継いでいるんですけど、残念ながら幾ら頑張ってもいつかなくな

ります。それは我々の世代が作っていないからです。だから、我々の世代がそういう文化財になるものをつくっていくことでなければ、未来の世代に責任を果たしたことになります。篠山の城下町では、伝統的町屋をつくる建築条件付の宅地分譲を計画しています。

これ、さっき急いでつくったんですけど、今日の最後の提案としては皆さん、ぜひ史跡の活用を考えませんか、これは時代を画すということですけど、史跡ってアンタッチャブルになっちゃっていますよね。特に城城とか都の跡、現地に行くと原っぱになっています。斎宮とか高山城とかあるんですけど、それはもしそこに都を、お城を再建すれば、それはリアルな美術館ができます。だって、もともと美術品で装飾されていましたからね。しかもその伝統技術とか、伝統工芸の継承や人材育成にもつながります。これを官民連携でやるということですね。

100年ぐらいかけて城や都を再建することを日本社会がやれば、それは世界の人々の心を打つであろうと、これが最大の観光資源ではないかと考える次第です。例えば篠山城でしたら、もう既に城下町ホテルがありますので二の丸御殿を官で20億出して再建して、民間会社が運営して、その収益で地代をもらって、それで時間をかけて隅櫓、門、塀などをつくっていきますと、100年か200年かけてお城が完成するでしょう。政府投資としては限定的で、あとは民の活躍で自動的に投資なくお城が再建するような事業も構想できますよということをお願いしております。時間、超過しましてすいませんでした。以上でございます。

【吉見座長】 ありがとうございます。大変中身のある御提案を含めて御説明いただきました。議論は後ほど時間を用意しています。時間が大分押していますので、まずは次の議題に移らせていただきます。議題の5、文化芸術カOUNシル機能検討ワーキンググループの設置について、事務局より御説明をお願いいたします。

【板倉課長】 ありがとうございます。事務局でございますが、お手元の資料5、文化芸術カOUNシル機能検討ワーキンググループの設置について（案）に基づいて御説明いたします。昨年来、議論しておりました文化技術の創造的循環をつくり出す基盤として、文化技術を振興する機能についてワーキンググループを設置して検討してまいりたいと考えております。趣旨は文化経済部会のまさに報告でも指摘されているところでございますが、文化芸術組織の自律性向上を目指した支援方法について、文化芸術カOUNシル機能について検討するワーキンググループを設置したいと考えております。期間としては今年度中ということと考えておりまして、設置は速やかにと考えてございます。

また検討事項でございますが、自律的な文化芸術組織実現に向けた行政等による支援方

法、支援対象となる文化技術の範囲、実施主体、枠組み、評価、検証及び次年度への反映方法、実証事業でございます。委員はまだ現在検討中でございますが、下記専門家を含む7名から9名程度で予定しておりまして、様々な御専門の方に入っていただいて御議論いただければと考えているところです。

私からの説明以上でございます。

【吉見座長】 ありがとうございます。ただいま御説明のあった文化芸術カウンスル機能検討ワーキングの設置について、御了承いただけますか。何らか御意見ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。特によろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

【吉見座長】 それでは、今の形で進めていただきたいと存じます。この件は御了承いただいたということで、これから先、事務局と密に相談していこうと思いますので、細かいところは座長一任とさせていただければ幸いです。

さて、それでは意見交換にこれから移ります。まだ50分強時間がございます。先ほどの事務局からの説明と、それから後藤委員、金野委員からの話題提供を参考にして、本日は今年度第1回のこの会議となりますので今期の文化経済部会で特に何に、どういう形で取り組むべきかなどの点について、委員の皆様から自由に御意見をいただきたいと存じます。

御意見される場合には、ここに8名の委員がいらっしゃって、それでオンラインで同数ぐらいの委員がいらっしゃって、それをどう差配するかはテクニカルに難しいですが、オンラインの委員の方々は挙手のボタンを押していただき、会議室にいらっしゃる方は挙手をフィジカルをお願いしたいと思います。なお発言の際には、議事録のために御自身の名前をおっしゃっていただければ幸いです。

それでは、どちらからでも挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。先ほどの後藤委員あるいは金野委員への御質問やコメントでも結構でございます。

大橋委員、お願いします。

【大橋委員】 早めに発言させていただきありがとうございます。まず、事務局の資料3の御説明に関して、中間取りまとめを踏まえて2つの循環、あと7つの分野について精力的に取組を始めていただけて感謝しております。

この取組をするに当たって、取組がどの程度効果があるものとして進捗しているのか、何かしら見えるといいと思っています。そのためには、ある程度どういう粒度で何をデータとしてとっていくのかということについて、頭をつくっていく必要があると思います。あまり

参考にならないと思いますが、吉見先生もいらっしゃる東大でも歴史的な価値も含めて学術資産をどう考えるか、史料編纂所とか、いろいろな組織があるんですけども、こうした組織が持つ学術資産を利活用してもらうためにも、また利活用の現状を見るためにも、リスト化だったりとか、リスト化できなくともメタデータ化するとか、そういうこともしっかりとやっていくことが重要だという感じで、取組が人文分野・社会科学分野を中心に進んでいます。

そうしたことを文化全体でやるのはなかなか大変かもしれませんが、こうした取組もあるの中で、今考えている施策の方向が変えたほうがいいのかということも生じると思うんですけど、そのキックにもつながると思うので、ぜひKPIとまでは言いませんが、何かそうした見える化する取り組みがあるといいのかと思いました。

あともう一つ、先ほど御説明いただいた契約関係のお話ですが、これはフリーランスの働き方にも関わる点で、芸術家のみならず、恐らく過去だとプロスポーツ選手とか芸能人の働き方をどうするのかという話があり、公正取引委員会とかでも議論されたことがあったと思いますけど、これは当然厚生労働省もそうですが、雇用法制が追い付かなければ、公正取引委員会の優越的地位の濫用をどう使うとか、そこの辺りとも極めて密接に関わる話なのかと思っています。ぜひいろいろ連携しながら、しっかり文化芸術分野における人材が育つような形につなげていただければと願っています。

以上です。ありがとうございます。

【吉見座長】 ありがとうございます。今の前半のリスト化、指標の問題、それから後半の他省庁との連携の問題、両方しっかり受けていきたいと思います。

河島委員、お願いいたします。

【河島委員】 ありがとうございます。私も11時50分ぐらいに出なければならぬので、先に手を挙げさせていただきました、金野委員のお話、すごくおもしろかったし、篠山も集落丸山に泊らせていただいたこともございますし、あと金野委員がもっと同じように深く関わっていらした大洲城の愛媛県の大洲市にも伺って、ここ一、二年、この分野、すごく関心を持っているので改めて感銘を受けました。

大変、本当におっしゃるとおりだと思うんですけども、一方で文化財関係の方々の反発といいますか、もうそういう何でも観光か経済かということに対する反感や抵抗というのでも強くあるとは思いますが。そういうことで書かれた本が博物館と文化財の危機という、京都大学の先生たちがシンポジウムをされて2020年に出された本がありますけれども、これは

結構読まれている本のように、そういった観光に文化財が使われていくことに対する危機感や問題意識というのを強く出された本です。本という形ではこれだけですけれども、そうでなくてもかなりあるかと思っていて、そこのところ文化財課の方々にはよく御存じかと思うので、うまくやっていく必要があると思います。

それから金野さんがおっしゃっていたお話というのは建造物で、建物については確かに活用がしやすく、人が使うほど空気も入って結局すごく生きていくし、建造物であるほど人々が興味も持ちやすいものではないかと思っているんですけれども、その辺りはうまくいきそうな気がするんですが、文化財という言葉で表すともっとより広く、範囲が非常に広いので、文化財という活用という言い方をすることが適切なのか、もう少し絞って、本当に絞るつもりがあるのかどうか分かりませんが、建造物なり建造物群の伝統的町並みだとか、比較的皆さんがイメージしやすく反対もないようなところからやっていくんです。それは文化財にとってもいいことだと思います、もう少し前面に打ち出したほうが賛同も得やすいのかと思っております。以上です。

【吉見座長】 ありがとうございます。前半のお話については一言、金野委員からレスポンスをいただいて、それから後半の建物と他の文化財との区分けは、先ほどの後藤委員のお話と重なるかと思いますが、後藤委員から一言いただければと思います。

【金野委員】 文化財の観光活用に関する反発ですね。実際、文化財の薄っぺらい活用、乱暴な活用が一方であるのも事実なので、そのような事例を見て反発される気持ちもよく分かります。だから、よき事例をいかにつくっていくかということかと思っています。

説明の中で申し上げたように、まさに文化財の活用はどう向き合っていくかという文化をこの国は持っていないので、それを具体的に今からみんなで努力してつくっていく、よき事例を褒め、あしき事例をそれは批判をし、そういう文化をつくっていくことが大事かと思っております。

その中で文化庁も、保存一辺倒の文化財への向き合い方という物の見方、考え方しか持っていないので、現場では実際いろいろな見解の相違がありまして、でもそういうものは転換期にはあるでしょう。そういう議論を通じて新しい文化財の真の保存活用の時代をつくっていかなくちゃいけないと思う次第です。

【吉見座長】 ありがとうございます。後藤委員、一言お願いできますか。

【後藤委員】 一言というか2つですけど、一つは必ず経済とかそういうことをやると保存とバッティングして、その両立が大事だという話ですけれども、こと文化財行政だけに關

して言えば、残念ながら今まで保存を強調するあまり土日に誰も行かない史跡公園と博物館の展示物化した建造物ばかりが増えていると、この実態をよく捉える必要があって、そこは行政的に是正していく必要があるんじゃないかというのがまず一つです。

それから2つ目は、博物館美術館行政というのがとても重要で、国は今、国立博物館に関してはかなり充実したことをやっているんですが、県や市町村、また民間がやっている博物館美術館に対する支援という意味で非常に乏しいというか、その一番典型的なのが学芸員でありまして、ようやく最近、観光の関係で博物館や美術館を拠点とする地域計画に支援するというものができたんですけれども、その中に例えば学芸員をしっかりそういう学術研究とそういう普及の橋渡しをする役割として位置づけるとか、もうちょっと博物館美術館全般の行政、国立博物館以外を含めた、そういう見方をする必要があるんじゃないかと個人的には思っております。

以上です。

【吉見座長】 もう一つ、建物と。

【後藤委員】 建物と美術品は当然分けるべきで、全然行政的には先ほど言ったとおり、建物には個人や法人の投資がどんどん入ったほうがいいんですけれども、美術品はむしろ、そういう法人や個人の、ここでもあった寄附が入って博物館や美術館が民のものを含めて活性化する、活発化することが大事じゃないかと思っています。

【吉見座長】 ありがとうございます。また御意見あればぜひいただきたいと思いますが、少し移らせていただきます。

森信委員、お願いいたします。

【森信委員】 はい。ありがとうございます。私の観点から3、4点、コメントさせていただきたいと思います。一つはフリーランスの契約関係の話です。さっき大橋さんも言っていました、この話はもう3年ぐらい前から私が関与しているデジタル庁で検討が進められています。フリーランスとか、ギグワーカーの契約関係をどうするかといったときに重要なことは、結んだ契約書、これはなかなか結ぶのが大変ですが、トラブルが生じたとき後から分かるようにするというので、マイナンバー制度の中のマイナポータルに契約書を登録させようという話を経産省やデジタル庁が進めております。下請法との関係もあるのですが、パフォーマンスをするアーティストの保護という観点から連携して検討を進めていただければと思います。

それから2番目に税制です。私は税制の研究をしているのですが、確かにいろいろな税制

が不十分なところがたくさんあるのはそのとおりです。文化庁さんの資料ですか、税のインセンティブが足りないと、寄附のインセンティブが小さいという指摘があり、それは確かに事実でしょうが、それ以上に問題は税制があるのに知られていないということです。

例えば企業版ふるさと納税というのは、法人税額が9割軽減されるんです。だから1,000万企業が寄附すれば、900万法人税が軽減されるんですね。これは大変大きなインセンティブだと思うんですが、ほとんど知られていない。ダイレクトに寄附したい人と寄附を受けたい人との間に地方自治体や内閣府が関与する必要があり、流れが悪いのですが、ぜひそういう税があるということをPRすることが重要じゃないかと思います。

それから3番目のNFT、メタバース、これは私もワーキンググループでもずっと議論しているところですが、この問題は非常に複雑でして、そもそも法制度が十分でない。それから金融取引の関係からも投資家保護の問題がある。それから税制の分野ではメタバースの中で、コインでやり取りする際に所得が発生するわけですがどうそれを適正な納税につなげていくかという問題、それから会計制度、全て未整備なんですね。一方でクリエイターにとっては経済的な支援という意味でもこのNFTアートを育てることは重要な問題だと思います。政府の中に司令塔をつくって、その中に文化庁が参加していく形でなければ、この問題はなかなか解決できないと思うので、ぜひそういう動きを、文化庁さんをお願いしたいと思います。自民党の中では、NFTに関する税制など法整備の不備への不満がペーパーになって出てきているのは御承知だと思いますので、それをうまく利用しながらもっと広い範囲で、しかもクリエイターにとっても重要だという視点も入れる形で進めていけばいいのではないかと思います。

最後に、我々のWGでやっている公的鑑定制度の話ですが、この目的はアート市場の透明化による活性化ということです諸外国の制度も参考にしながら、現在各方面に、ヒアリングもしつつ検討を進めております。この制度、公的な鑑定評価制度というのは一方で税の世界で財産債務調書というのが整備され、富裕層の書画、骨董、美術品については税務署に届け出る義務が課せられているわけです。中期的にはそういったものを念頭に置きながら全体の制度を構築していくことが重要ではないかと思います。また諸外国と比べて遅れている鑑定人制度とか、そういったものの整備へもつながっているので、我々ワーキンググループでもしっかり議論していきたいと考えております。以上です。

【吉見座長】 ありがとうございます。先ほど私、会場の委員の先生方に手を挙げてくださいと申し上げちゃったんですけども、手を挙げて、ずっと手を挙げ続けるのは大変です

ので、御発言を希望される場合には名札を立てていただくと立てたままで大丈夫ですので、そのように修正させていただきたいと思います。

それでは生駒委員、お願いいたします。

【生駒委員】 ありがとうございます。先ほどの金野さんの話の中にも出てきました日本遺産のプロデューサーというのを私、3年ぐらい務めさせていただきまして、いろいろな日本遺産を受けた地域を巡らせていただいたことですか、現在私も伝統産業、伝統工芸の開発事業に携わっていきまして、伝統工芸とファッションやアートをつないでブランディングしていく仕事をしています。

そういう経験から、先ほど金野さんも文化財価値を日本社会の文化にしていくとおっしゃった、非常に重要なキーワードを掲げてくださったと思うんですけども、日本の社会全体の意識改革というのにも必要ではないかと感じております。いつも科学技術最優先みたいなところを私としては感じてしまっておりまして、もっと文化芸術をこの日本の宝であると、日本人の豊かな精神性を支えてきた宝であることを社会の中でポジショニングしていくようなことも必要ではないかと感じています。

今、追い風としてはSDGsですとかサステナブルですとかエシカルという大波が押し寄せていますので、物を大切にするとか、歴史や伝統を見直そうという機運は高まっていると思うんです、以前よりは。私自身もいろいろな地域を回らせていただいて、その場所に住んでいる方が、例えば日本遺産がたとえおりても全くそれを誇りに思われないことが一番課題じゃないかと思ったんですね。観光を誘致する前に、その土地に住んでいる方々がそのことを誇りに思わない限り続かないと思ったんですね。

その点で金野さんがなさっているようなプロジェクトは本当に地元の方を巻き込みながら、さらにインバウンドにつなげていく形で理想的だとは思いますが、現実その全体を見渡すとなかなかそういうことが全体には行き渡っていないかと思うので、今後こういう文化経済をつないでいくという、この会議が設けられたこと自体が私はすばらしいことだと思っているんですけども、日本の社会全体への意識改革じゃないですけども、いろいろな機会に非常に日本が伝統や文化の豊かに、それが宝だと、それが未来につながるんだ、ひいては経済の効果、エコシステムを生んでいくんだということを、教育の中でもきちっと伝えていっていただきたいと思いますし、また社会人の方に対してもいろいろな形で伝えていくようなことをして、そういう波を起こせたらと思いました。

以上です。

【吉見座長】 ありがとうございます。日本社会全体の意識改革が必要だというのは、私も全く同意見でございます。具体的にどうしていくのが重要ですけども、いろいろやり方はあって、これから議論を発展させていく中で、例えばこれだけのメンバーがこの委員会には集まっているわけですから、まずは何か出版していく、それぞれのメンバーがどんどん宣伝していくとか、文化庁もこんな動きがあるぞということを世に知らしめていくことでは、このメンバーが一つのまとまったものを出せば、それなりの社会的なインパクトはあるのではないかという気もしております。ぜひ、そういう意見が出たら何かコーディネーター的なことは負いますので、御検討いただければと思います。

【生駒委員】 はい。ユーチューブ番組、つくりましょうか。

【吉見座長】 いいですね。これだけのメンバーがいれば、それぞれゲストとして。

【生駒委員】 今、若い方々に伝えていくのは、もうデジタルしかないと思っているんです。なので活字もそうですけど、同時に併せてどんどん、そういう形でいろいろな方が出て来てなさっていくこととか、伝えていくのは重要だと思います。

【吉見座長】 ぜひ生駒委員にプロデューサーをやっていただいて。

【生駒委員】 はい、もう。

【吉見座長】 出演は大体みんな大丈夫というか、しゃべるのは大体どなたもお得意だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

【生駒委員】 ぜひよろしくお願いします。

【吉見座長】 それでは会場で山田委員、お願いいたします。

【山田委員】 まさに今の生駒委員のお話、それからその前のお二方を受けて、では具体的にどうやって古いものを大切にする価値を感じたり、文化を生活に取り入れたり、ひいては文化ビジネスに就きたいと思うような若い人たちを育てていくかを考えたときに、教育をしっかりと、抜本的に変えなければいけないと私は考えています。地元の教育委員も12年間やってきましたが、いろいろ提案した中、大きく変えることはなかなか難しかった。国の教育方針を大きく変えていただかないと、自治体単体で動くことはなかなか難しいと感じました。

文化がライフスタイルとして根づくための教育に今変えないと、コンテンツ制作や枠組みを整備しても、文化活動を広げていっても、それを享受する人、楽しむ人、そこで働くことを目指す人材を獲得することが現状では困難です。保護者はそれよりお医者さんにならなさいなどと安定した職業に就くことを勧め、ここで議論している文化と経済の好循環を

推進する人材が生まれ育ちません。リテラシーを高める教育の推進を、私はこの7つの渦の一つに据えていただければありがたいと感じています。

また、税制についても、フリーランスや相続税など具体的な話が出ていましたが、重要な点が、文化を担っている人たち、食もそうですし、いろいろな分野で文化の創造に関わっている人たちが、今のデジタル化、効率化社会の中で難しい環境に置かれていることです。

AIやシステムの代替が可能な産業が増えてきている中で、文化に関しては人が関わって、人が人を教育して本当にハンズオンでやっていかなければいけない。そこは、効率化できない世界だからこそおもしろい。それらの文化を担う人たちの活動や文化的資産を守っていくには、税制を変えていく、産業別の税制を入れたり、ベーシックインカムを入れるなどの方策を検討して、サステナブルな文化国家としての枠組みを構築しなくてはいけないのではないかと感じています。

最後に、先ほどの教育のところで言い忘れましたが、先ほど生駒委員もおっしゃっていたサステナブル、それからマインドフルといった海外で注目されている思想や実践は、日本の禅や神道的な考え、茶の湯など、日本がずっと継承してきた文化の中に実はあったものです。それが海外で着目されて、西海岸の文化としてむしろ逆輸入されている現状は、非常に残念で、日本人がうまくアピールしたり発信できなかったことによると思いますので、自分たちの足元にはどれだけ豊かな思想や文化があるのかを啓蒙していくことも教育の中でしていかなければいけないと考えています。

【吉見座長】 ありがとうございます。今、冒頭で言われた教育との関係では、ずっと日本の教育の最大の問題点は単線的年齢主義、要するに小中高大で、高と大の間に入試があって、大と社会の間に就活があって全部単線で、年齢に対応させてその人のステータスが判断される。これが男性中心主義ともつながっていてもいるわけですが、これを根本から壊さないと日本の未来はないのですね。課題は、いかに社会を複線化するかです。

今、文科省の中で、教育振興基本計画の策定作業が進んでいると思いますけれども、その中でも初等中等教育、それから社会教育、高等教育ももちろんですけど、その全体のリデザインをどうするかが議論になっています。同じ文科省ですから、少しすり合わせていただけるといいかと思います。

税制に関しては、先ほどの後藤先生の話とつながると思います。では、会場でまず佐伯委員、山口委員、大舘委員、それからオンラインで岡室委員、お願いいたします。

【佐伯委員】 私で。こっちの方が先だったので、まずレディファーストでいいです。

【吉見座長】 大館委員、お願いします。

【大館委員】 大館でございます。幾つか取組について、資料3について、現代美術についての言及がそれなりにありましたので、その点について質問と提案をいたします。

一つは4番、8ページにおける美術館とコレクターの関係強化の検討、寄附パッケージの中の関係強化の検討について。先日アート振興ワーキンググループにてタグチアートコレクションの田口さんにお話を伺い、これ自体はとてもすばらしい取組です。ただ、現状既に国立美術館、地方美術館、公立美術館において寄贈作品なしでは成り立たないぐらい、年間収蔵作品における寄贈作品の割合が非常に大きい。現状は学芸員の判断によって受入れを決めており、大きな問題になっていませんけれども、これが寄附を大幅に増やすとすると、誰が判断するのか、要はたくさん特定の画家、特定の作品を寄贈して市場的価値を上げる、美術館がお墨つきを与えるようなことに使われる可能性がないとは言えない、その懸念があります。

もう一つは公的なお金を使うにあたり、それに伴う、だから経済的な評価を専門家に頼んだ上でコレクション形成をする際に、経済的価値言い換えれば市場の価値が高いものだけではなく、それだけにとらわれず芸術的価値がある作品を、専門家によってきちんと芸術的価値が定められ、そうした作品の買い支えをいかにやっていくかという問題が浮上します。なので寄附だけ、寄贈作品だけに頼るということではなく、同じように同等の作品購入を公的資金でしなければいけないのではないかというのが一つあります。

また、それにともなって6番に記載されたナショナルコレクションについて申し上げます。作品のデータベース化というのはアートプラットフォーム事業でも既に進んでいて活用されつつあると思います。実際にそのナショナルコレクションをどのように活用するかが、今後のさらなる目的になりますが、その前に、まず各美術館とも収蔵庫が今、足りない状況を確実に解決しないと、ナショナルコレクションの拡大というのが現実的に難しいのではないかと思います。

さらには、ナショナルコレクションの充実にともなって貸出し業務の負担が増大します。イギリスのTate Galleryや、ニューヨークのMoMAなど非常に大きな美術館の貸出し業務がかなり大変であるというのをよく記事などで見かけます。したがってそれらについてのケア、先ほど後藤委員からもお話がありましたけれども、学芸員の仕事についてどのようにしていくかという制度的な支えも必要なのではないかと思いました。

以上です。

【吉見座長】 ありがとうございました。収蔵庫の問題も非常に重要なポイントです。
では佐伯委員、お願いいたします。

【佐伯委員】 個別の専門分野の話というよりも、まずこの文化経済部会が、こうやって継続していることが大きな進展だと思っております。私、個人的にお話しした方もいるんですけど、これはネクスト文化庁というか「文化庁ビヨンド」というか、その試みのように思います。その取っかかりのように思えていまして、こういう議論の場を継続することで、令和の現状に対応した文化政策、施策が講じられていくと確信しています。

私も文化庁の（芸術文化調査官）経験者なので実感しているのですが、基本的には文化財の保護（文化財部）と文化芸術の振興（文化部）の2本柱を中心として、（著作権や国語、宗務もあるにせよ）で来ていて、それで見事にすみ分けて心地よくそのルールの中に従っていたような気がするのです、今となるとね。そのときはそれが精いっぱいですけど、ベースは「昭和の規範」だったといえるかもしれません。そこに違う文脈、「文化芸術」分野を「経済」という視座でとらえなおす、それも大胆に、本格的に。

だからニュー文化庁というか、ネクストステージだと思っております。で、その文脈で言いますと、一番大事なのはこれ、事務局の方も吉見先生もご承知の通りでしょうが①のこの「カウンスル機能」（伴走型支援機能）の確立強化ですね。この議論を今期充実させていくことが、何よりも、各論よりも根本はここではないかとお話を承りながら思っております。質問としてではなく、私の考えですけど、ここが一番、今期大事なところではないのか——。そこで、ワーキンググループにどういう方に参加していただくかを慎重に御検討になって、次のステップが踏めるように行くと変わっていくと思います。

また戻りますけど、この第1の循環、第2の循環という部分を読みながら私が在籍した当時、芸術文化の「裾野の拡大」「頂点の伸長」という言葉で芸術文化行政を説明していた時代があるんですけど、「経済」や「市場」の視点は、ほとんどなかったと思います。

先ほど、経済産業省から出向されている方に思わず「文化庁に交じってこられた！」と失礼なことを申し上げてしまいました。われながら旧タイプだなと苦笑してしまいました。

新しい時代を迎えにいくというか、先んじるというか、いずれにしても、国民というか、皆さんがいて行政があるわけだから、アップデートしていくしかないので、それをちゃんと公正に明確にやっていければと思っています。以上です。

【吉見座長】 ありがとうございました。カウンスル機能、これが極めて重要なテーマだ

というのは皆さんも同様に感じられている。私もおっしゃるとおりだと思います。

山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 2点ありまして、一つは、いろいろな施策を実施・具体化する主体をどうするかということです。中央からやれることも多々あると思うんですが、地域、地方のことが多いと思いますので、例えば観光分野ですとDMOが全国に200以上あって、そこが活動している、多分先程の文化遺産の話にも関わっていると思われますが、活動主体がある。しかし、今回議論しているような文化政策をどうするかというと、行政がやるのか、あるいは美術館・博物館なのか、アカデミアなのか、民間でやるのか、そこら辺を、美術館・博物館に担ってもらうなら、先ほどの学芸員の話でも出ていましたが、もう少し人員を厚くしないと、その地域ではそこは担えないと思います。

そのうえで、アーツカウンシル機能があって、諸外国の例えばイギリスみたいに全国の機能と地域の機能までやれるようにするのかとか、そういった議論が必要かと思います。地域にいきなりやりますっていても、最近の部活動の地域移行の話でも、どこの予算で誰がやるんだという話が出ておりますが、これから議論が始まっていくと思うんですが、主体としてやるところというのがまだ実際にはないと思うんで、そこをどうやってつくっていくかを、これからのアーツカウンシルの検討の中で議論をして、全体を動くようにすることが必要かと思っております。

もう一つは、最近、スポーツ分野でスポーツホスピタリティというものが議論されていて、昨年の東京オリンピック時は無観客でできなかったんですけど、2019年のラグビーのワールドカップの時、日本で初めて販売された本格的なホスピタリティパッケージの売り上げが100億円を超えた実績があります。それは企業や富裕層向けにパッケージで特別な席と特別な食事やエンタテインメントとかを組み合わせでビジネスパッケージにすると企業や個人が高額で買ってくれることで成り立っているんですが、従来のプロトコル目的のホスピタリティに加えて、ビジネスホスピタリティというものを、世界的な大会だけでなく、地域で行う多様なスポーツ大会にも実施したらどうかという検討が始まっています。オリンピックに文化プログラムがあるように、スポーツのイベント時に、文化・アートのイベントも入れ込んだり、大きな文化イベント時に、ビジネスホスピタリティというものを考えて開催することもマネタイズ面で効果があるかと思われます。招待者との感動体験の共有やコミュニケーション機会が創出できますので、企業も関心を持つと思います。これから世界的なアートフェアや文化イベントが開催されると思いますので、何ができるか検討を始め

ていくべきかと思います。私は、前職で、ビジネスジェットの基地とかを作っていたのですが、羽田も成田もまだ世界と比較すると、例えば、飛行機にリムジンを横付けして乗り降りするとかができないといった、要所要所のシームレスなサービスが実現できていません。色々な理由がありますが。空港やホテルからイベント会場までの流れや会場の施設、食、エンタテインメント等、見直すところは沢山あるかと思います。そういう準備も含めて、イベントの主催者だけがやるんじゃないくて、あらためて全体を見直してみる。それも世界的なイベントだけでなく地域の文化イベントを育てて、もう少し盛り上げるために、そういう観点で作っていくというものであれば、企業が参入したり、企業が関心を持ってマネタイズにつながってくるんじゃないかと思います。地域創生ホスピタリティというものを、スポーツだけではなく、文化面でもあると思うんで、是非、検討をお願いしたいと思います。

【吉見座長】 ありがとうございました。

岡室委員、お願いいたします。

【岡室座長代理】 岡室でございます。先ほど佐伯委員がおっしゃいました、カウンスル機能の充実というのが今期に重要ではないかというのは、私もまさにそのとおりだと思います。が、ここではほかのことについて3点ほど質問と意見を言わせていただきたいと思います。

まず今日、歴史的建造物につきまして、後藤委員と金野委員から大変刺激的な御発表がございました。私、全く専門家ではありませんので、素朴な質問をさせていただきたいと思います。金野委員がおっしゃった、日本が歴史遺産をつくり始めなければいけないということ、特に令和の築城と言ったことが大変刺激的で興味深くお聞きしたんですけれども、ただ素人といましては歴史的建造物というものが、単に建造物であることだけではなくて、その背景に文化の広がりがあると思うんです。

例えば、この地域の農業をこんなふうに盛んにした豪農が住んでいた家であるとか、あるいはこういう時代にこういう領主がつくったお城であるとか、そういった文化的な地層といますか、それ込みでの建造物の文化だと思うんですね。ですので新しい歴史遺産をつくっていくときに、そういう背景にあるべき物語であったり、ドラマであったり、あるいは文化的な思想であったり、そういったことをどうお考えになるのかを、後でもし時間があれば結構ですので金野委員から教えていただければと思います。

それから2点目は、先ほど大舘委員がおっしゃいました収蔵庫問題に関わることです。私も大学の小さな演劇専門博物館の館長を務めておりますけれども、実はコロナ禍で、家や受

け継いだものを整理された方がたくさんいらっしゃるようで、物すごく寄贈が増えているんですね。その背景には個人のコレクションを維持していくことの限界もあるのではないかなと思うんです。

例えば個人でアーカイブを構築する方もたくさんいらっしゃいますけれども、結局のところアーカイブに情熱を注ぐ人がいなくなれば、それも立ち行かなくなってしまうわけです。ですので、そういった個人のコレクションをいかに責任を持って収集していくかが一つの課題になっていると強く感じます。それはナショナルコレクションの形成という問題とも関わってくるかと思いますが、そこでネックになるのが収蔵庫問題ですね。

ですので、そういう個人コレクションを散逸させたり消滅させたりしないためのバックアップといいますか、国でそういう物としての文化を維持保管していくための場所を考えていただけないかということが一つです。集めたり、ケアしたりということは私たちもやるんですけれども、そういう物理的な場所の問題というのはいかんともしがたい。そうこうするうちに、もう本当に大小様々な個人のコレクションが売られたり、どこかに行ってしまうことがありますので、それを防ぎたいと考えております。

もう一つは人材育成です。博物館法が改正されて博物館でもデジタルアーカイブが非常に重視されるようになりました。今回の文化庁さんでつくっていただいた資料でも、創造的循環の6番目に文化芸術活動と担い手に関する公的統計、データ整備とアーカイブが挙げられております。

デジタルアーカイブの重要性は、デジタルアーカイブ学会会長でいらっしゃる吉見先生を前に私が申し上げるのも大変口幅ったく、もう皆さん、共有されていることと思いますが、実際には日本においてデジタルアーキビストという人がまだまだ少ないんですね。

例えば岐阜女子大学などでデジタルアーキビスト養成講座もやっていますけれども養成機関も非常に少ない。例えば私がやって手掛けております舞台芸術のアーカイブでも今回、文化庁の助成を受けまして人材育成プログラムを吉見先生にも御協力いただいて発足いたしますけれども、それは舞台芸術アーキビスト、特にデジタルアーキビストというのがほとんどいない、そういう現状に鑑みて気長にそういった人たちを育成していくという事業です。

ですので大学含め、そういったデジタルアーキビストの養成というのは、今回の創造的循環をつくっていく上でも非常に重要なのではないかと思います。また、デジタルアーカイブを充実化させていくことで、先ほど吉見先生も教育の問題をおっしゃいましたが、デ

デジタルアーカイブの教育的活用によって、文化財に小中高の生徒が触れていく機会というのが飛躍的に増大するのではないかと思います。それこそメタバースですとか、様々な技術を用いながら文化財に触れていただく、それが実物現物ではないかもしれないけれども、そういうことで教育を大きく変えていくようなことというのは今後重要になっていくのではないかと。

先日、吉見先生とお話をしたときにも、教科書が紙でいいのかという議論も出たんですが、教育が大きく変わっていく節目でもあると思います。そのデジタルアーカイブを充実させていくためにはアーキビストの養成が不可欠であるところも、どこかに盛り込んでいただけるとよいのではないかと思います。取りあえず以上です。

【吉見座長】 ありがとうございます。建造物と文化の関係については、後ほど金野委員から一言いただきたいと思いますが、収蔵庫の問題については、これも後ほど大舘委員から一言いただきたいと思いますが、時間が迫ってきておりますので、島谷委員から御発言をいただき、その後で小池委員から御発言をいただきます。

島谷委員、お願いいたします。

【島谷委員】 九州で展覧会の開会式に際して、記者発表があったので、出席が遅くなりました。金野先生以降しか聞かせていただいておりませんので、発言が的外れかも知れません。なぜ私がこの部会に入っているのかというのを改めて考える必要があると思ったのは、ここでの文化とか文化財というのがどの範疇を捉えて話をしているのかが、話が右行ったり左行ったりして分からないので、私が専門とする文化財、有形文化財も含んで考えようとしているのか、建築であるとか現代美術であるとか、とにかく現代に焦点を当てているのかによって発言の意図も変わってくるかと思います。

それは置いておきまして、いろいろな方から話が出ましたけれども、今年は数十年ぶりに博物館法が改正された記念する年であると思います。改正されたからすぐよくなるわけではなくて、登録制度によって登録された博物館にインセンティブを与えようということが考えられています。ただ、博物館法改正に当たって学芸員制度をどうするかというのは取り残された状態で来ておりますので、そのところをみんなで考えていかなければいけない。やる人間が誰なのかということを真剣に考える必要があると思います。

というのは補助金の問題にしても、金は出すけれども人は出さないんじゃないかと、金も人も出してもらわなきゃいけない、これが非常に重要だと思うんです。カウンスルしても誰がやるのか、どういう組織にするのか、どこが基盤となってやるのか、そういったところがな

いとできていかない。今までの博物館、雑芸員と呼ばれているような卑下した言い方がありますがけれども、そういうふうには、いろいろなアーカイブにしても、保存にしても、修復にしても、以前にはなかった業務がどんどん、どんどん付加されております。そういう人材が大きいところは何とかなりますけど、小さいところはないという状況にあります。そこをもう少し整理をしなければ、やりたいことを付加していくと、また負担が増えるだけということになります。

今、博物館施設というか、相当施設も含めると5,700館博物館があるといいますが、その5,700館がどの程度機能しているかを考えると、非常に恐ろしい。日本博物館協会という組織がそれを調べたところ、典型的な博物館の姿、これは美術館も含めてですけれども、館長が1人、おおむね非常勤、学芸員が1人、事務員が1人、こういう状態のところは寄附金をつけても何ができるのか。寄附金を請求するための労力がもうないので、寄附金申請できないという状況にあるという。だから、そういうところを考えると、先ほどから吉見先生がおっしゃっているように成功事例をつくることが大切で、この委員会としても全てのアートを救うということではなくて、成功事例をつくることによって前に進んでいくような形が一番望ましいのかと思っております。

それから日本遺産というのが世界遺産をまねたわけではないでしょうけれども、それによってほぼ100できています。文化庁の施策ですが、世界遺産は数を限定して登録されていきますので非常にありがたみがあるんですが、日本遺産って塊りで10とか15とか決まってしまうので、選定される場所にありがたみが少ない。先ほどどなたかが発言されておりましたが地元の人が理解していない、観光に使えていない、だけど、そうなったから何かしなきゃいけないということで、そこはまた学芸員なり、地公体の職員なりが奔走している状況で、あまりにも焦点がばらけ過ぎているのが、文化行政の一つのしんどいところかとは思っております。

ただ保存と活用ということは車の両輪のようにやっていかなきゃいけないので、活用ばかり言われると物は傷むということですけど、活用を面に出すことによって保存、それから保管、研究に資するような形ができれば一番いいかと思っております。必ずしも今までの文化行政が保存、保存と言ってきたように見えますが、恒例になるかどうか分かりませんが、先般の高輪築堤の問題を考えた場合は、保存と活用の落としどころを上手に示していったような例ではないかと思います。今後もそういった文化財が出てくるのは間違いないことですので、保存と活用を考えていきたい。いろいろ言わせていただきましたけど、一つ、ど

この範疇でこの文化経済を回していくかというのをもう少し答えを出していただくと、焦点が絞られるんじゃないかというのが一つでございます。

長々と話させていただいて、ありがとうございました。

【吉見座長】 ありがとうございました。それでは小池委員、会場から御発言いただき、最後にサコ委員からオンラインで御発言いただきたいと思います。

小池委員、お願いします。

【小池委員】 ありがとうございます。私もワーキンググループに所属しておりまして、そこに関しては先ほど森信先生が全ておっしゃってくださったので、それに全面的に賛成ということで意見を申し上げておきます。

あと、新たに一つ提案ですけれども、今まで去年だけではなく、これまで10年ぐらいですか、かけていろいろな内容を検討してきて今回、これから取り組む内容ができたと認識しています。出そろったところでこれから実行のフェーズに入っていくと思うんですけれども、ぜひ先ほど吉見さんから本を出版ってお話がありましたけれども、メディアですとかイベントでの発信というのをどんどん、ここにいる委員も、あと文化庁の方々、関係者の方々もいろいろなところでして世の中を巻き込んでいくことをぜひ念頭に置いて行動できるかと思っています。

なかなか美術メディアだけに取り上げられると、批判的なというか、一方的な見方でわっとなることが多いので、もうそこは最後にして、どちらかというと経済とかファッションとか、もっとコレクター向けのメディアとか、一般的なニュース番組とか、そういったところを中心に発信をしていく、それはもう該当する委員の方とか文化庁の担当者の方は常々、メディアであればこの内容でというのをどんどんやっていけばいいかと思っています。

あと、文化庁さん、たくさんのイベントに後援されていると思います。なので、アート系のイベントとか何か関係するようなイベント、後援される際には何か発言の機会、時間を5分くださいと条件をつけて、毎回出席されるたびにこの委員会で話されたことで関係ある内容について、こういう取組をしますというお話を何かされてみるとすごくいいのかと、当事者がまさにその会場に集まっているということだと思うので、そういう草の根を発信でもやれるとすごくいいのかと思っています。御提案までですが。

【吉見座長】 ありがとうございました。最後の御提案はすごくいいと思います。ぜひ30秒のトークでも、何かビデオメッセージでもそれぞれいろいろつくっておけば、いろいろ活用ができると思いますので、事務局でぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは最後、サコ委員お願いします。

【サコ委員】 ありがとうございます。皆様、それぞれの意見はかなり勉強になるものも多いので、ありがたく聞かせていただきました。

私も過疎地域の調査をしていく中で、もう地域とともに様々な地域文化というのは消えていくという、かなり残念なところもありました。先ほどの全て目が届くかといったらそうでもないんですが、一つ聞きたいというか、今後の議論にもなったらいいかと思ったのが、日本で国際的な財団の文化財保護への参画や関与が結構少ないということはなぜでしょうか？アメリカのボストンに居たとき、例えばアガ・カーン・トラスト（Aga Khan Trust for Culture (AKTC)）が、ハーバード大学やMITとかイスラム圏文化保護のフェローシッププログラムをつくるぐらい、かなり文化財の保護に関与されていることが分かりました。今後そういうようなネットワークの中で日本での文化保護活動はできないのでしょうか。

もう一つ、うちの大学が今、共同運営している京都国際マンガミュージアムのことで、最近、台湾の政府と協定を結びました。これは台湾がかなり大きなマンガミュージアムをつくられると聞いておりました。その中で日本のマンガアーカイブを保管するとか、特に原画をアーカイブするのができたら本当にありがたいことです。うちの国際マンガミュージアムで、今は場所がないのです。そのような国際共同事業の中で資料などの保管が許されるものなのかが知りたいです。これから文化芸術においては発展と保存がかなり重要で、国際的ネットワークでそれできたらと考えられるかどうかを、皆さんがもし御意見等々あればぜひ教えていただきたい。

またこれは多分、大学等々でもこういう海外の知見を取り入れて、自由に活動することも考えられるんじゃないかと思っています。芸術文化の大学でのキャリアキュラム化について、皆さんいかがでしょうか。私の意見です。

【吉見座長】 ありがとうございました。財団の文化財保護への関与が日本は少ないのではないかということ、それからアーカイビング施設の国際的な連携ということ、いずれも大変重要なポイントです。それぞれ議論し始めるとあと30分ぐらいかかってしまいますので、今日はここまでにしますけれども、今日出していただいた幾つかの論点を少しこちらで整理して、そして順番を決めて次回以降、詰める話をしていきたいと思います。

また、特に佐伯先生から御提起いただいたカウンスル機能、これが一丁目一番地ということも、これが重要ですので話を進めます。その他、幾つか今日出していただいた個別の論点に関しましても、今後、順を追って議論をしていきたいと思います。残念ながら、時間が来

てしまいましたので、この第1回部会、取りあえず今回はまだ最初ですので、ここで終了と
いうことにさせていただきます。事務局から何か連絡事項ございませんか。

【板倉課長】 ありがとうございます。事務局でございます。本日は様々な御意見をいた
だきまして、誠にありがとうございました。

次回以降の予定については、また追って御連絡差し上げます。あわせまして本日の委員の
皆様からの御指摘を踏まえまして、適宜関係部署、関係省庁等の関係者を対象としたヒアリ
ングなども考えまして、別途開催してまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく
お願いいたします。

【吉見座長】 よろしいですか。それではこの部会としては以上で閉会とさせていただきます
ます。今日は大変天候も不順の中、オンライン及び会場でお集まりいただきまして、誠にあ
りがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。

—— 了 ——